

第1231回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 令和2年2月26日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第1号 令和2年4月1日付け教職員の人事異動について

日程第3 市教委第2号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について

日程第4 市教委第3号 第三次高知市子ども読書活動推進計画の策定について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	図書館・科学館担当理事	貞 廣 岳 士
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	学校教育課管理主事	川 元 雅 一
	学校教育課管理主事	岡 崎 大 幸
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和元年2月26日（水） 午後3時～午後4時10分（たかじょう庁舎6階人事課会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

山本教育長

ただいまから第1231回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員，よろしくお願いいたします。

西森委員

はい

山本教育長

本日は議案が3件となっています。

議案のうち1議案は人事案件のため秘密会となりますので，先にそれ以外の議案から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

それでは，日程第3 市教委第2号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

資料の3ページ，市教委第2号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」を説明いたします。

趣旨としては「任期中の委員から辞退の申し出があり，委員を交代する」というものです。

詳しくは4ページをご覧ください。高知市立市民図書館協議会委員である前越知町教育長の山中弘孝委員から，委員を辞退する申し出があったため，新たに津野町の久寿久美子教育長に委員を委嘱するものです。任期は辞令交付の日から前任者の残任期間である令和2年4月30日までとなります。

続きまして，新しい久寿委員を含めた委員名簿がございますので5ページをご覧ください。ご承知のとおり，市民図書館の本館はオーテピア高知図書館でして，高知県立図書館と共同運営をしています。オーテピア高知図書館の運営についてのご意見をいただくため，高知県教育委員会からも同一の委員に委嘱をし，協議会を同時開催しています。そのため，今回の交代に関しても，令和2年2月10日に開催された高知県教育委員会の2月定例会において同様の内容で付議をし，承認されていることを申し添えます。なお，委員10人のうち女性が5人ですので，女性委員の比率は50%となります。

以上で説明を終わります。

山本教育長

ありがとうございました。

山中教育長は昨年12月23日で退任されていますよね。

図書館・科学館課長

はい、そうです。

山本教育長

この件に関して、質疑等がありますか。

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第2号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第2号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4 市教委第3号「第三次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第3号「第三次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」を説明いたします。

趣旨としては、令和元年度に作成を進めてまいりましたこの計画につきまして、最終案を議案として提出するものです。資料は3種類ありまして、本日机の上に配付をいたしました「第三次高知市子ども読書活動推進計画 令和元年度策定スケジュール」と書かれたA4の資料1枚と、事前に配付しておりました「第三次高知市子ども読書活動推進計画の概要版／案」と書かれたカラーの資料、そして「第三次高知市子ども読書活動推進計画／案」とある白黒印刷の資料となります。

はじめに、「第三次高知市子ども読書活動推進 令和元年度計画の策定スケジュール」をご覧ください。

昨年5月から作業を進めてまいりました、本計画に関わる庁内の関係各課職員で構成する「策定委員会」を計4回、有識者で構成される「第三次高知市子ども読書活動推進計画検討委員会」を計4回開催いたしました。その間、教育委員会定例会のほかに図書館協議会や社会教育委員会議などで、適宜、報告等を行いながら今回の最終案が完成いたしました。教育委員会の定例会につきましては、スケジュールの枠で囲んであるところになります。昨年5月の定例会で、策定スケジュールや計画の概要について説明いたしました。そして9月の定例会では、この第三次計画の素案についてご報告を申し上げ、以降、3月末の策定に向けて検討を重ね、最終案が出来上がりましたので、本日、議案として提出という流れになっています。

また、昨年の11月5日～12月4日にかけて、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を募集しましたが、特にご意見はありませんでした。

今後についてですが、3月26日に図書館協議会で最終報告をすることになっています。本日の最終案は、図書館協議会委員の最終意見を既に反映させたものとなっておりまして、本日承認をいただきますと、3月26日の図書館協議会ではその報告をさせていただく流れになっています。

次に、「第三次高知市子ども読書活動推進計画の概要版／案」のカラーの資料について、説明いたします。

第一次計画、第二次計画ともにこのような概要版は作成しておりませんでした。しかし、9月の検討委員会で計画書本体だけでは文字数が多く、一見して何を言いたいのが分かりにくいことや、学生ボランティアなどを含めて、計画書を見る関係者の皆様が、できるだけ分かりやすい作りにするべきであるといったご意見がありましたことから、第三次計画ではカラーの概要版を作成することにしました。文字数をなるべく少なくし、見やすい構成に心がけましたが、ご意見があればいただきたいです。

また、全体の色使いについては、視覚機能に特性のある方のために、点字図書館長のアドバイスをいただきながら、分かりやすいコントラストと文字の大きさにしています。なお、計画書本体は全32ページで白黒印刷の予定です。

それでは、「第三次高知市子ども読書活動推進計画の概要版」を使って簡単に説明いたします。

まず、概要版の表紙には真ん中の黄色い部分に、これまでの経過と第三次計画策定の趣旨を大きく載せています。表紙をめくって中を開いていただきまして、こちらの方は見開きで見るとなっています。1 ページ目ですが、左の上からです。「子ども読書活動推進計画とは」というところでは、計画の目的や基本的なことを記載しています。

続きまして、「対象となる年齢」は「おおむね18歳以下の子ども」、「計画期間」は「令和2年度から令和6年度まで」の5年間となっています。

次に、「基本的方向」です。下の「計画の体系」にある「施策の方向」から抜き出した形で、「1 子どもの読書環境の整備」、「2 子どもの読書に関わる人材の育成と充実」、「3 広報・啓発活動の推進」の3項目を掲げています。

次に「計画の体系」は、第二次計画の体系からは変更していません。「生きる力を育てる読書のまち・こうち」を基本目標とし、先ほど説明いたしました3項目「子どもの読書環境の整備」、「子どもの読書に関わる人材の育成と充実」、「広報・啓発活動の推進」を軸とし、四つの具体的方策に取り組んでいくというような体系図となります。

2 ページ目をご覧ください。ここでは「第二次計画からの主な変更点」として、「1 オーテピアの開館に伴う各サービスの充実」、「2 読書バリアフリー法への対応」、「3 児童書の全点購入による選書支援」の3項目を挙げています。

次に、「計画の推進に向けて」というところでは、第三次計画を策定し、計画の実現を目指していく上での具体的な方策の要点、主な方策を記載しています。

まず、1 点目「家庭・地域における読書活動の推進」についてです。「保護者が子どもの本とともに楽しむきっかけづくりとして、オーテピア高知図書館、市民図書館分館・分室、地域子育て支援センター等において、おはなし会や絵本の紹介などを実施します。」、2 点目「子どもの読書活動を地域で支える人々の連携を促進します。」、3 点目「児童用図書を充実し、地域サービスの向上に努めます。」というものとなります。

続きまして、2 番目、「幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等における読書活動の推進」についてです。1 点目「本に親しむための機会の提供や充実、保護者等への読書活動の働きかけをします。」、2 点目「本のある生活の場を作り、子どもが自由に絵本に触れ、親しむことができる環境の整備を進めます。」というものになります。

次に、3 番目「学校における読書活動の推進」についてです。まず「読書活動の充実や学校図書館の充実、司書教諭の配置と人的充実に努めます。」、二つ目が「子どもたちが図書、新聞・雑誌、視聴覚資料等、様々な情報・資料を主体的に利活用できる力を育みます。」、三つ目「学校図書館のシステム化やネットワーク化の推進を図ります。」、四つ目「特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の推進を図ります。」、この四つとなります。

最後に、4 番目「図書館における読書活動の推進」についてです。「図書館機能及び集会・展示活動を充実させていきます。」、次に「職員の資質向上及び人材の配置と育成を図ります。」、三つ目「図書館をはじめとする、関係機関との連携・協力体制の整備を進めます。」、四つ目「障害のある子どもたちが自由に読書のできる読書環境の整備を進めます。」、五つ目「読み聞かせやビブリオバトルなどの様々なサービスを実施し、その後の読書習慣につなげていきます。」といった5点を掲げています。先ほども申し上げましたが、ここには計画書本体にあります「具体的方策」の要点を記載したものとなります。

最後に、3 ページ目をご覧ください。「参考」のページとなります。

国の計画である「1 第四次『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』の概要」から、「(1) 主な現状」「(2) 取り巻く情勢の変化」「(3) 主な課題」からピックアップして掲載いたしました。

下半分ですが、昨年6月に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、いわゆる「2 読書バリアフリー法の概要」についてです。「法律の目的」、「国・地方公共団体の責務」、「基本的施策」など、主な項目について参考に掲載いたしました。

概要版の説明は以上となります。

本体計画書は、概要版の2ページの「計画の推進に向けて」に、『推進のための具体的な方策』についてそれぞれ詳細に、より具体的に記載しています。また、本篇の後、18ページ以降に資料編として計画に関係する法律等を掲載しています。

以上で「第三次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」の説明を終わります。

山本教育長

ありがとうございました。

この件に関して、質疑等がありますか。

西森委員

手続きについてスケジュールにそってご説明いただきましたが、もう少し分からないところを教えてください。

本日、議案として提出され、この後採決された場合、教育委員会としては承認という形になるわけですね。それが議事録に残って確定的な公式の記録になる。この活動推進計画の末尾を、末尾というか冒頭でもいいですが、高知市と高知市教育委員会が連名となっていて、発行主体というか計画の主体が高知市の方にもなっていますが、高知市として何らかの決裁手続きをとられますか。

図書館・科学館担当理事

議案として本日ご承認していただけた場合、市長部局が関わっていることなので、合議という形で子ども育成課や保育幼稚園課の決裁をとって、教育委員会に関係がないところは、もしかすると若干修正が入るかもしれませんが、基本はこれですので、この議案が最終形となって印刷されて策定になるかと思います。

西森委員

分かりました。そうすると意思決定が2段階あると思います。例年の場合、教育委員会は恐らく教育委員会で今日承認となって、別途、高知市は高知市で然るべき承認手続きが何月何日付けでどこかに記録が残るというか、承認があって、それをもって両者連名で主体というか発行していけるという形になるわけですね。

図書館・科学館担当理事

それは別にはしていません。この計画の事務局が市民図書館、図書館・科学館課であることから、その決裁は、この計画を策定していいかというものですが、それを学校教育課、教育環境支援課などの関わる課がある教育委員会にもご承認の形で合議をいただいた後、市長部局へ合議という形でいき、これで策定していいと決まった後に、最終的にこの冊子ができるようになっています。そういった形で意思決定をしていくということになります。前回もそのようにやらせていただいたのですが、今回も同様の方法で意思決定をしていくという形になります。別々で起案という形はっていません。

西森委員

分かりました。そうすると、何月何日付けで市長の決裁印が最終意思決定になってくるとのことですね。

図書館・科学館担当理事

そうですね。市長であったか、どこまでいくかというところ、失念しております。

西森委員

いえ、どこかでそういうことがあると分かればそれで結構です。ありがとうございます。

図書館・科学館担当理事

ちなみに部長は承認という形で、合議で意思決定をされます。

西森委員

分かりました。あともう1点ございます。

では、これが然るべき決裁手続きを経て策定され、高知市が公式な記録として「第三次高知市子ども読書活動推進計画」を、何月何日付けで確定して策定する、こうなるわけですね。その後、冊子になって、恐らく図書館などに置かれて、市民が手に取れる形になると想像していますが、市民としてこれにアクセスする方法は、こういったことが考えられるのでしょうか。

図書館・科学館担当理事

一つは冊子として図書館で見ることができます。本体の厚い方はそういった形になります。それから概要版もそうですが、ホームページ上にPDFで公開し、ウェブが見れる方はそこで見ることができます。それから、外部の検討委員さんのお話にもありましたが、計画を立てても浸透しなければならないということもあり、この概要版を作りました。ですので、これを印刷して、各学校であるとか保育園、幼稚園、あらゆる関係機関に送りますので、どちらかというところの概要版がいろんなところに出回るかと思っています。もちろんご希望があれば、この計画冊子の余分を作ります。これは関係機関には送りますが、この部数の送り方は少ないと思います。せっかく作った計画なのでいろんな方に知ってもらい、これを目標にして、子どもたちの活動を推進、展開していきたいと思っています。

西森委員

ありがとうございます。質問ではないですが、感想を申し上げてよろしいですか。

読ませていただいて大変勉強になりました。この内容に対して異議は全くないです。ただ、自分自身が最近思っていることがあります。自分の子どもが小さいときに、子どもに対する本の読み聞かせは義務のように感じていました。それに関することとして、本体の2ページの下から二つ目の形式段落に、「家庭において絵本を楽しんだり、読書に親しんだりする環境を考えた場合、保護者等の読者に対する意識、心のゆとりの有無もなおざりにはできない問題である。」とズバリ指摘されていて、本当にもっともっと読んであげたかったですが正直できなかったと思います。

ただ、今そうやって思い返したときに、本を読むということは子どもに知識を与えるとか、そういうことが大事だったのではなく、もしかするとコミュニケーションをとるというか、これも7ページの2項の(1)の中ほどに「大好きな保育者や保護者に読んでもらうことで、喜びや楽しみを味わう経験を重ねることが大切である。」と書かれていて、こういうことはもっと早いうちに知りたかったです。私は子どもに物を教えるために、読み聞かせをと思っていました。考えてみると、同じものをずっと繰り返しても良かったですし、もしかすると子どもは声を聞くであったり、抱っこしてもらって読んでもらうであったり、本当はそれだけで良かったのかもしれない。親にとってすごく大事な経験であったと思っています。

これを読んでいると、保護者はわりと低年齢のところといいますか未就学の段階で触れられていますが、意外と低学年といいますか、場合によれば高学年くらいでも、一緒に寄り添って読んでいいわけです。それは恐らく、時間を過ごすということに価値があるであろう、それが、読書が楽しいという意識になるであろうと思います。この中の随所にそういうことが触れているので、それでいいと思います。ただ、やはり、例えば20ページの「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」の第6条「保護者の役割」に、「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」というところから、義務のようなものを感じました。やはりこういうふうにして、ずっと上から降りてきてしまってい

る。ですので、この時間はすごく貴重で楽しくて、同じ本でもいいからただ一緒にいて声を聞くだけでいいということを、発信していただけると嬉しいと思った次第です。

ありがとうございました。

山本教育長

ありがとうございました。ほかに質疑等がありますか。

谷委員

OECDの調査で、子どもの読解力が低いという結果が出たということでしたが、その同じ調査の中のアンケートで、「読書が大好き」、「いろいろな本を読む」と答えた子どもは、その調査の読解力もすごく高かったという結果が出ています。学力面からいっても第四次で進めようとしているわけですが、「子ども読書活動推進」はとても大事だと思います。では、これをどう実現していくか、それから進捗状況も調査をしなければいけないと思うので、その進捗状況は図書館協議会の中でしていくのでしょうか。

図書館・科学館担当理事

本体の3ページに「2 第三次計画について」の「対象と期間」に書いてありますが、高知県の計画も見据えながら実施していくという後段に、「毎年度振り返り、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。」とあります。これが毎年度なので、進捗状況を年に1回確認して、外部委員の今回策定の検討委員会はこれで終了しますので、おっしゃるとおり、図書館協議会の中でそういった報告もしながら進めていくことになると思います。

谷委員

読書は非常に重要だと思っています。読み聞かせもすごく大事なので、子ども未来部などそういうところで何をするのか、学校ではどうするのかという、それぞれが計画の基に責任をもってこれはやるというふうに進めていくことが大事だと思います。ですので、学校でもただ郵送する、配付するではなく、何らかの説明の場を設けるとか、そういうことをできれば進めていただきたいと思っています。

山本教育長

ありがとうございました。ほかに質疑等がありますか。

森田委員

確認ですが、子どもの読書というのは、電子図書を読むということももちろん含まれていますか。両方見ていると、今はインターネットの普及というのがあるので、あくまでも紙の本ということなのか、電子媒体なども結構ありますので。そこをちょっと確認しておきたいと一つ思いました。

それから本当に小さいことですが、イラストのところで一人寝ている子がいますが、これは何か楽しくて寝ているのか、別にそれでよければいいですが。

谷委員

寝ながら聞いているということでは。

森田委員

承知しました。

図書館・科学館担当理事

デジタルの話ですが、今後電子図書の普及が進んでいくと思います。どちらかという、この計画は活字離れに重点を置いた形で作られていて、スマホ等々の普及によって、本を読まなくなった子どもが増えていく現状の中で、読書を習慣づけてもらう、活字図書を見てもらうという方に重点を置いています。ただ、これは5年間の計画です。恐らく5年経てば電子図書が普及されて、やはり、若い人たちや児童生徒がパソコンに親しんできて、スマートフォンもどんどん普及していくと思いますので、そういった観点は、5年後の第四次の計画には盛り込んでいかなければならないと

思っています。ただ、第三次はスマホ等々で活字離れしている人たちを呼び戻す、というような考えの中の計画なので、電子に関しての記述はあまり盛り込まれていないということになります。

森田委員

分かりました。

結構皆さん、電車を待つときなどもスマートフォンで読んでいます。

図書館・科学館担当理事

活字というのは清書され公正もされて真実であり、デマのようなものがない。中には一部ありますでしょうが、スマートフォンの情報に比べて信頼度が増すというところもあったりして、読み込んでいけば更に深みが増すところもありますので、やはり今のところというと、活字図書を重点的にさせていただいて、先ほども言いましたが、5年後は大きく変わっているであろうというように推測します。

森田委員

そうですね。活字版と電子版とか、絶対電子版はしない著書とかいろいろありますが、これからは両方出す人も出てくるかもしれないですね。

図書館・科学館担当理事

ウェブを無視できないし、ウェブもウェブでインターネットを活用できる、瞬時に検索できるというメリットもあるので、両方を使っていく。

オーテピア高知図書館も電子書籍の提供や、アプリの展開もしていますので、全くないわけでもないですが、今回のこの計画は、活字図書を根っこに置いた形となっています。

森田委員

ありがとうございます。

野並委員

教えていただきたいです。読まない人が更に増えてもおかしくないですが、不読率が改善している一番の要因は何でしょうか。どこが良かったから改善してきているのかと、何か強化されたことはありますか。

図書館・科学館担当理事

はっきりとは言えないですが、要因としてはやはり学校における朝読、保育園や幼稚園での読み聞かせ等々もあると思います。子どもたちもスマートフォンを見たりもしますので、不読率が高くなる傾向はあると思います。それをいかに活字図書含め、読書習慣を身に付けてもらうか。西森委員もおっしゃっていましたが、やはり、保育園や幼稚園、乳幼児のときから読書習慣を身に付けて、それが小学生、中学生、高校生及び社会人になっても続くようにしたいと思いながら、この計画を策定しました。とはいえ、やはりどうしても中学校に入ると活字離れが少し進んでいきますし、いろんな勉強などで、家に帰って本を読まないという方に加速していくので、それをいかに止めていくか。社会人になっても本を読むということは、生涯学習的な幸せもあるので、つなげていきたいと思っています。

不読率はこういった状況で4年前に比べると改善していますが、それは恐らく学校におけるきっかけづくり、本を読んでもらえることをしているなど、そういう成果が少し出ていると思います。今後もこれを続けなければいけないなと思っています。

野並委員

ありがとうございました。

山本教育長

ほかに質疑等は、よろしいでしょうか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第3号「第三次高知市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第3号は原案のとおり決しました。

図書館・科学館課からお知らせがあります。

図書館・科学館課長

封筒に入れて配っております資料について、説明をさせていただきます。

まず、青い冊子の表紙に「年報」と書いているものですが、これは高知みらい科学館の平成30年度の年報です。創刊号ということで、仕上がるまでに大変時間がかかり、今になってしまいました。失礼いたしました。開館前に実施した事業も含めて事業実施報告、利用状況、そしてアンケート結果などもまとめています。ただ今回結構な厚さになっていますが、背表紙の印刷が抜かってしまい、本棚に置くと分かりづらくなっていますが、次は然るべき時期にブラッシュアップしていきたいと考えています。

次に、令和2年度の図書館カレンダーが、青いA4の紙で1枚入っていると思います。これは分館分室の休館日をお知らせするカレンダーとして配っておりますが、そのカレンダーの下に少しお知らせを載せています。下に一つ目で白抜きの字で左の方に「図書館システム更新に伴う休館のお知らせ」ということで、令和3年3月1日～8日までシステム更新をしますので、本館分館分室全館、高知市内の図書館図書室は休館となります。

それから、右の「潮江市民図書館改修工事のお知らせ」についてです。現在耐震改修工事で休館中の潮江市民図書館ですが、令和2年の7月1日にリフレッシュオープンをする予定ということ載せています。休館中の現在は、隣のアスパル高知でサービスポイントを開設しています。裏面の中ほどに書いてありますが、そのサービスポイントについては6月7日で終了してしまして、7月1日のリフレッシュオープンに向けての準備に入ります。そのような詳細をこちらに載せています。

次に、ここには載せていませんが、上の分館分室の一覧がある秦ふれあいセンターですが、ふれあいセンターの中に秦の分室、秦図書室があります。こちらの秦ふれあいセンターの改修工事が令和2年度中にありまして、図書館の方もそれに合わせて1か月程度、休室する予定になっています。新年度に入って工事が定まってからということですので、その時期はまだ決まっていますが、年度末に近い辺りに1か月ほど停止ということで、詳細はこれからですが周知をしたいと考えています。カレンダーは以上です。

それから、オーテピア高知図書館も広報誌の「コトノハ」、それと高知みらい科学館の情報誌で小学生向けの分が「かがくかん通信」、中学生向けが「M I R A I S c i e n c e」、こちらの最新号が出来上がりましたので持ってまいりました。情報が満載となっていますのでどうぞご覧になってください。

最後になりますが、A4の「図書館活用講座」の「いざというときに備えて知っておきたい相続と遺言の基礎知識」についてです。オーテピア高知図書館では、図書館の便利な活用方法を学ぶ機会ということで、この図書館活用講座というのを開催しています。来月3月22日の日曜日、相続や遺言をテーマに、法律の専門家である弁護士さんに、いざというときに備えて知っておきたい基礎知識について学ぼうということで、今回、西森委員にご協力いただきまして、あさひの風法律事務所の中島香織弁護士をご紹介いただき、講座を開催することになりました。申し込みが始まりましたので、この場でもご案内をさせていただきます。西森委員ありがとうございました。

西森委員

ありがとうございました。

図書館・科学館課長

はい。お知らせは以上です。

山本教育長

ありがとうございました。

日程第2 市教委第1号「令和2年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。
この案件は、人事案件のため「秘密会」といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____